

令和 5 年 2 月 1 7 日

○規則

小田原市久野霊園条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市久野霊園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 1 7 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 2 号

小田原市久野霊園条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市久野霊園条例施行規則（昭和 4 1 年小田原市規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 3 条」を「第 2 5 条」に改める。

第 2 条の見出し中「墳墓」を「区画墓地及び合葬式墓地」に改め、同条中「第 4 条第 2 項ただし書」を「第 4 条第 3 項ただし書」に、「墳墓」を「区画墓地及び合葬式墓地」に改め、同条第 1 号中「埋葬する」を「埋蔵する」に改める。

第 3 条各号列記以外の部分中「墳墓」を「区画墓地又は合葬式墓地」に改め、同条第 1 号中「区分」を「種類」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 募集をする数

第 3 条第 6 号中「墳墓」を「区画墓地及び合葬式墓地」に改める。

第 4 条の見出し中「墳墓」を「区画墓地及び合葬式墓地」に改め、同条中「墳墓の使用許可」を「条例第 4 条第 1 項の許可（以下「使用許可」という。）」に、「前項」を「前条」に改め、「写し」の次に「その他市長が必要と認める書類」を加える。

第 6 条第 2 項中「墳墓」を「区画墓地又は合葬式墓地」に改める。

第 7 条第 1 項中「墳墓の使用を許可した」を「使用許可をした」に改め、同条第 2 項を削る。

第 8 条第 1 項中「墳墓の使用許可を受けた者（以下「墳墓の使用者」という。）が墳墓」を「区画墓地の使用許可を受けた者（以下「区画墓地使用者」という。）が区画墓地」に改め、同条第 2 項中「墳墓の使用者」を「区画墓地使用者」に改める。

第 9 条第 1 項中「墳墓の使用者」を「区画墓地使用者」に改める。

第 1 0 条の見出し中「埋葬等」を「埋蔵等」に改め、同条第 1 項中「墳墓の使用者は、墳墓に焼骨等」を「区画墓地又は合葬式墓地に焼骨等（焼骨及び条例第 4 条第 3 項ただ

し書の規定により埋蔵を認められた遺品、遺髪等をいう。以下同じ。）」に、「場合は」を「者は」に改め、同条第2項中「墳墓の使用者」を「区画墓地使用者又は合葬式墓地の使用許可を受けた者（自己の焼骨の埋蔵に係る使用許可にあつては、当該焼骨に係る祭祀を主宰する者）」に改め、「焼骨」の次に「（合葬式墓地にあつては、納骨室に埋蔵されているものに限る。）」を加える。

第12条中「墳墓の使用者」を「区画墓地又は合葬式墓地の使用許可を受けた者（以下「使用者等」という。）」に、「が変更した」を「に変更が生じた」に改める。

第13条中「墳墓の使用者」を「使用者等」に改める。

第14条を次のように改める。

（区画墓地及び合葬式墓地の使用要件）

第14条 条例第8条第3号の規則で定める要件は、合葬式墓地の使用許可を受けた者でないこととする。ただし、合葬式墓地から区画墓地に使用する墳墓を変更する場合は、この限りでない。

2 条例第13条第2項において準用する条例第8条第3号の規則で定める要件は、区画墓地使用者でないこととする。ただし、区画墓地から合葬式墓地に使用する墳墓を変更する場合は、この限りでない。

第15条を削る。

第16条中「使用者」を「区画墓地使用者」に、「第15条」を「第10条」に、「様式第14号」を「様式第12号」に改め、同条を第15条とする。

第17条第1項中「第17条」を「第12条」に、「墳墓」を「区画墓地」に、「様式第15号」を「様式第13号」に改め、同条を第16条とする。

第20条を第23条とする。

第19条中「第18条第1項」を「第20条第1項」に、「使用者」を「使用者等」に改め、同条を第22条とする。

第18条中「墳墓の使用者は、墳墓」を「使用者等は、区画墓地又は合葬式墓地」に、「様式第16号」を「様式第17号」に改め、同条を第21条とし、第16条の次に次の4条を加える。

（焼骨の容器の規格等）

第17条 条例第15条の規則で定める規格は、次のとおりとする。

(1) 幅及び奥行きがそれぞれ22センチメートル以下、高さが27センチメートル以

下であること。

(2) 陶磁器その他焼骨の埋蔵に適した材質であり、かつ、桐箱等の外装を施してないものであること。

(合葬式墓地の使用の取りやめ)

第18条 合葬式墓地の使用許可を受けた者（自己の焼骨の埋蔵に係る使用許可にあつては、当該焼骨に係る祭祀を主宰する者）は、合祀室に焼骨が埋蔵されていない場合において、合葬式墓地の使用を取りやめようとするときは、合葬式墓地使用取りやめ届（様式第14号）に使用許可書その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、第15条後段の規定を準用する。

(管理料の減免)

第19条 条例第18条の規定により管理料の減額若しくは免除又は徴収猶予を受けようとする者は、管理料減額・免除・徴収猶予申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

(使用料等の還付)

第20条 条例第19条ただし書の規定による既納の使用料及び管理料の還付額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、還付額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して計算する。

(1) 条例第19条第1号アに該当する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 焼骨等が埋蔵されているとき 既納使用料の4分の1に相当する額

イ ア以外のとき 既納使用料の2分の1に相当する額

(2) 条例第19条第1号イに規定する返還をさせた場合 既納使用料の全額

(3) 条例第19条第2号アに該当する場合 返還の日の属する月の翌月から月割りにより算定した額

(4) 条例第19条第2号イに該当する場合 既納管理料の2分の1に相当する額

2 既納の使用料又は管理料の返還を受けようとする者は、使用料・管理料還付申請書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）その1

小田原市久野霊園区画墓地使用許可申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり申請します。

使 用 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
希 望 す る 区 画 墓 地 の 面 積	<input type="checkbox"/> 4 平方メートル <input type="checkbox"/> 6 平方メートル	
添 付 書 類		

様式第1号（第4条関係）その2

小田原市久野霊園合葬式墓地使用許可申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり申請します。

使 用 者	本 籍			
	住 所			
	氏 名			
埋 蔵 する 焼 骨 の 数 (使用者自身を含む。)	体	使用者自身の 埋蔵希望	有 ・ 無	
被 埋 蔵 者 氏 名				
区画墓地からの変更				
添 付 書 類				

様式第2号（第7条、第10条、第13条、第15条、第16条、第18条関係）その

1

(表)

小田原市久野霊園区画墓地使用許可書			
		番 号	
		年 月 日	
様			
		小田原市長	印
次のとおり許可します。			
使 用 者	本 籍		
	住 所		
	氏 名		
使 用 場 所		区 側 番	
使 用 面 積		平方メートル	使 用 料 円
交 付 事 由			
使用許可年月日			
承 継 年 月 日			
備 考			

様式第2号（第7条、第10条、第13条、第15条、第16条、第18条関係）その

2

(表)

小田原市久野霊園合葬式墓地使用許可書 番 号 年 月 日 様 小田原市長 印 次のとおり許可します。			
使 用 者	本 籍		
	住 所		
	氏 名		
埋蔵する焼骨の数		体	
使 用 料		円	管 理 料
使用許可年月日			
備 考			

様式第 5 号中

分 骨 場 所	小田原市久野霊園（ 区 側 番）	を
---------	------------------	---

分 骨 場 所		に
---------	--	---

改める。

様式第 6 号中

埋 蔵 場 所	小田原市久野霊園（ 区 側 番）	を
---------	------------------	---

埋 蔵 場 所		に
---------	--	---

改める。

様式第 7 号中

埋 蔵 場 所	小田原市久野 4, 8 5 9 番地の 7 小田原市久野霊園（ 区 側 番）	を
---------	---	---

埋 蔵 場 所		に
---------	--	---

改める。

様式第 1 1 号中

使用場所	区 側 番	を
------	-------	---

使用場所		に
------	--	---

改める。

様式第 1 2 号及び様式第 1 3 号を削る。

様式第 1 4 号中「第 1 6 条関係」を「第 1 5 条関係」に、「小田原市久野霊園返還届」を「小田原市久野霊園区画墓地返還届」に改め、同様式を様式第 1 2 号とする。

様式第15号中「第17条関係」を「第16条関係」に、

「申請者 本籍
住所
氏名
電話」を「申請者 住所
氏名
電話」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第16号中「第18条関係」を「第21条関係」に、

使用場所	区側番
------	-----

を

使用場所	
------	--

に

改め、同様式を様式第17号とし、様式第13号の次に次の3様式を加える。

様式第 1 4 号 (第 1 8 条関係)

<p>小田原市久野霊園合葬式墓地使用取りやめ届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>小田原市長 様</p> <p style="text-align: right;">届出人 住 所 氏 名 ㊟ 電 話</p> <p>次のとおり届け出ます。</p>	
使 用 者 氏 名	
使用許可年月日	
被 埋 蔵 者 氏 名	
取りやめの理由	
添 付 書 類	

様式第15号 (第19条関係)

小田原市久野霊園管理料減額・免除・徴収猶予申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話

次のとおり申請します。

使 用 場 所	
管 理 料	
減額・免除・徴収 猶予の期間	
理 由	

様式第16号 (第20条関係)

小田原市久野霊園使用料・管理料還付申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり申請します。

使 用 者 氏 名			
使 用 場 所			
使用許可年月日		使 用 面 積	平方メートル
還 付 申 請 理 由			
還 付 申 請 金 額	合 計		
	内 訳	使用料	
		管理料	
添 付 書 類			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。